

健 第 6 4 8 号
平成 27 年 6 月 10 日

富山県医師会長 } 殿
各都市医師会長 }

富山県厚生部健康課長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群 (MERS) の国内発生時の対応について

日頃から、本県の感染症対策の推進に多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) への対応については、「韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) への対応について」(平成 27 年 6 月 4 日付け健感発 0604 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) によりお知らせしているところですが、今般、国内で MERS 患者が発生した場合の濃厚接触者への対応等について、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、通知の主な内容は下記のとおりですので御了知いただくとともに、引き続き「MERS 疑似症患者の定義」に合致する可能性のある患者を診察された場合には、最寄りの厚生センター・支所又は富山市保健所まで御連絡くださいますよう、貴会員への周知をよろしくお願い致します。

○通知の主な内容

1 患者からの二次感染が疑われる者への対応

(1) 疑似症患者は感染症指定医療機関への入院措置を行う

(2) 疑似症患者の要件に合致しない者

ア 濃厚接触者 (同居家族、適切な感染予防策を講じずに患者の診察等を行った者)

当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察と外出自粛要請

イ その他の接触者 (当該患者と接触した者のうち上記アに該当しない者)

14 日間の健康観察

2 医療提供体制

原則として患者が発生した都道府県内で入院医療が完結するようにすること

3 対応フローの一部変更 (厚生労働省通知別紙 2 を参照)

ア 富山県衛生研究所の PCR 検査と並行して国立感染症研究所で検査を実施

イ 富山県衛生研究所の PCR 検査が陽性となった時点で厚労省と県が公表

感染症・疾病対策班	
担 当	松 崎
電 話	076-444-4513
FAX	076-444-3496